

第 号議案

静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成31年静岡県条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（自転車の安全適正利用） 第9条 （略） 2～4 （略） 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、<u>中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部</u>に在学する者に限る。）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。 6 （略）	（自転車の安全適正利用） 第9条 （略） 2～4 （略） 5 児童及び生徒（中学校、義務教育学校、<u>高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校の高等課程</u>に在学する者に限る。）は、通学のために道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。 6 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。